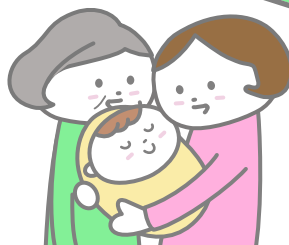


未熟児 養育医療



松阪市に住民票のある満1歳未満の子どもで、出生体重が2,000g以下または生活力が特に弱く、身体発育が未熟なため現れる一定の症状を有しているために、指定養育医療機関において医師が入院治療を必要と認めた場合、その医療(保険診療分)の給付が行われます。

三世代同居・ 近居支援



離れて暮らすよりも、お互いの顔が見える距離で暮らすことで、安心や助け合いが生まれ、家族の絆がより深まります。

三世代の笑顔あふれる暮らしを応援します。

市外から転入し、新たに三世代(親世帯・子世帯・孫)の同居や近居を始める世帯を対象に、住宅の取得及びリフォームに係る費用の一部について補助金を支給します。(同居の場合上限30万円、近居の場合は上限20万円)。

●お問い合わせ先 こども未来課 こども手当・給付係 TEL:0598-53-4081

● 孫育て情報はこちらをご覧ください。 →

